



新型コロナウイルス感染問題の難関の克服に向けた財務・税務優遇政策

要旨

2020年年初、新型コロナウイルス性肺炎の感染が中国全土で急速に拡大した以来、中国の社会全体は丸となって協力し合い、この感染問題と戦ってきた¹。感染の予防・抑制及び企業の出勤再開への利便性を図り、新型コロナウイルス性肺炎の拡大による悪影響をできる限り軽減することを目指し、各レベルの政府機関は、中央政府の一貫したリーダーシップの下、この特殊な時期に対応する一連の特別政策を打ち出した。

2月初旬、財務部、国家税務総局及び国家発展改革委員会は、新型コロナウイルス性肺炎感染の防止・抑制業務をより一層強化し、関連企業の発展を支援するために以下の4つの公告を公布し、2020年1月1日から感染防止・抑制に係る租税優遇及び費用減免政策の実施を明らかにし、多くの企業や納税者にとっては朗報であったといえる。本稿では4つの公告の主な政策内容の概要を下記のとおりまとめた。

- 1) 財政部公告 2020年8号（以下「8号公告」）：「新型コロナウイルス性肺炎感染の防止・抑制へのサポートに係る課税政策に関する公告」
- 2) 財政部公告 2020年9号、（以下「9号公告」）：「新型コロナウイルス性肺炎感染の防止・抑制へのサポートに係る寄付金の課税政策に関する公告」
- 3) 財政部公告 2020年10号、（以下「10号公告」）：「新型コロナウイルス性肺炎感染の防止・抑制へのサポートに係る個人所得税政策に関する公告」
- 4) 財政部公告 2020年11号、以下「11号公告」）：「新型コロナウイルス性肺炎感染の防止・抑制期間における一部の行政事業性費用及び政府性基金の免除に関する公告」

公告の主な政策内容まとめ

1、感染防止・抑制に重要な保障物資の生産、輸送

【感染防止・抑制に重要な保障物資の生産】

- 企業が生産能力拡大のために新規購入した関連設備に対して、当期の原価費用に一括計上して損金算入することを認める。
- 企業が月ごとに主管税務機関に2019年12月月末より増加した増値税増加留保税額の全額還付を申請することができる。
- 感染防止・抑制に重要な保障物資生産企業リストは、省レベル以上の発展改革委員会及び工業情報化部が決定する。

【感染防止・抑制に重要な保障物資の輸送】

- 納税者が取得した関連収益に関する増値税を免除する。
- 感染防止・抑制に重要な保障物資の詳細な範囲は、国家発展改革委員会、工業情報化部が決定する。

¹ “感染”の表記は新型コロナウイルスへの感染を指す

2、企業生産・運営の再開

【感染問題に起因し重大な影響を受ける「苦難業界」】

- 苦難業界企業が2020年度に発生した欠損に対して、欠損補填の最大年数を5年から8年に延長する。
- 苦難業界企業は、交通運輸、飲食、宿泊、旅行（旅行会社、観光地管理者を指す）の4分野である。
- 苦難業界企業の2020年度の主要業務収益は、収益総額（非課税の収益と投資による収益を除く）の50%以上でなければならない。

【公共交通・運輸サービス、生活サービス及び住民に生活必需品を提供するための集荷・配達サービス】

- 納税者が取得した関連収益に関する増徴税を免除する。
- 公共交通・運輸サービス、生活サービス及び集荷・配達サービスの詳細な範囲は財税〔2016〕36号に準じる。

3、感染防止物資の寄付

【公益性社会組織又は県レベル以上の人民政府及びその部署などの国家機関を通じた寄付】

- 企業及び個人が寄付する現金や物品に対して、課税所得を計算する際に全額控除を認める。

【感染の防止治療の役割を果たす病院への直接寄贈】

- 企業及び個人が寄贈する物品に対して、課税所得を計算する際に全額控除を認める。
- 寄贈者は感染の防止治療の役割を果たす病院が発行する寄贈受領書をもって控除を行うことができる。

【内製、委託加工又は購入した貨物の寄付】

- 企業及び個人事業主が無償で自製、委託加工又は購入した貨物を寄付した場合、増徴税、消費税、都市維持建設税、教育費付加、地方教育費付加を免除する。

4、感染防止治療、防止・抑制に係る補助金、奨励金又は現物の支給

【感染防止治療業務に関与した医療従事者及び感染防止業務担当者】

- 各レベル政府部門が規定した基準に基づき取得した一時的な業務補助金及び奨励金に対する個人所得税を免除する。

【感染防止・抑制に関与した人員】

- 省レベル及び省レベル以上の人民政府が規定した一時的な業務補助金及び奨励金に対する個人所得税を免除する

【企業から個人へのウイルス感染予防用の医薬品、医療用品及び防護用品の支給】

- 企業が個人に支給する現物（現金を含まない）は、個人の賃金・給与所得に計上せず、個人所得税を免除する。

5、感染防止用の医療機器及び医薬品に関する登録費用

【医療機器製品及び医薬品の登録手数料の免除】

- 医療機器の緊急審査手続過程に入る防止・抑制製品に対して、医療機器製品の登録手数料を免除する。
- 医薬品の特別審査手続過程に入る治療・予防に関する医薬品に対して、医薬品の登録手数料を免除する。

6、航空会社の運営

【航空会社が納付する民間航空発展基金を免除する】

筆者の所見

納税者が上述の各政策を十分に享受するためには、政策の要点を正確に把握すると同時に、一部の政策が実施段階で更に詳細なガイドラインの公布の有無に注目する必要がある。詳細は下記のとおりである。

8号公告は感染防止・抑制に重要な保障物資の生産企業に対して増加留保税額の還付政策を追加し、かつ対象企業リストは各省政府が自ら決定することを明確化した。財政部、税務総局、税関総署公告2019年39号（以下「39号公告」）²に比べて、8号公告では、企業の増加留保税額の6か月間連続プラス、かつ6か月目の増加留保税額が50万人民币以上、60%の増加留保税額の還付可能などを求めている。感染防止・抑制に重要な保障物資を生産する企業は、各月ごとに増値税増加留保税額の全額還付を申請することができる。関連企業は、近日基本生産資材の大量購入で仕入税額が生じた場合、8号公告の規定に基づき企業の増加留保税額を適時に還付申請し、キャッシュフローを改善することができる。また8号公告は企業の信用格付けなどその他の一般条件について制限していないため、関連企業は今後公布される具体的な申請手続ガイドラインに引き続き注目すべきである。8号公告の政策内容は以前に公布された留保税額還付政策と異なるため、実務上如何に従来の留保税額還付政策と整合性を保つか、企業と税務機関が共に考慮すべき問題であるといえる。例えば、企業が2019年10月に39号公告に基づき留保税額の還付を申請した場合、2020年2月に1月分の留保税額に対して8号公告に基づき還付を申請すれば、企業の2019年10～12月に生じた留保税額に対して39号公告を適用できるか否かについて検討が必要である。

8号公告は、納税者が感染防止・抑制に重要な保障物資を輸送することで取得した収益に対して増値税を免除することを規定している。納税者が注意すべきことは、免税政策は感染防止・抑制に重要な保障物資の輸送による収益のみに適用されるため、納税者は、輸送した物資が中国政府が規定した感染防止・抑制に重要な保障物資であり、かつ取得した収益は上述の物資に関連することを証明できる資料の保存に注意を払うべきである。

8号公告は、納税者が公共交通・運輸サービス、生活サービス及び住民に生活必需品を提供するための集荷・配達サービスを提供することで取得した収益に対する増値税を免除することを規定している。公共交通・運輸サービス、生活サービス及び集荷・配達サービスの対象範囲は財税〔2016〕36号³の規定に準拠する。納税者が取得したその他収益は免税対象外であるため、その区分けと計算に注意すべきである。例えば、生活サービス業の企業がオンラインプラットフォームによる情報サービスとオフラインサービスを共に提供する場合、その収益に対して区分けする必要があるか、具体的にはどのように処理するか。また、住民に生活必需品を提供するための集荷・配達サービスの対象企業はネット注文と宅配サービスを提供するインターネットプラットフォーム企業を含むか否か。これらは、納税者が自社の業務実態及び税務管理能力を踏まえて租税優遇を享受できるか否かを判断し、租税優遇を十分に享受するための重要なポイントである。

8号公告では住民の生活必需品の範囲について明確にしていない。集荷・配達サービスに従事する納税者は、住民に生活必需品を提供するための集荷・配達サービスとその他の集荷・配達サービスの区分け方について、今後公布される関連政策に留意されるよう推奨する。

9号公告は、納税者が公益性社会組織又は県レベル以上の人民政府及びその部署などの国家機関を通じての寄付、感染の防止治療の役割を果たす病院への直接寄贈、新型コロナウイルス性肺炎感染問題に対応するための自製、委託加工又は購入による貨物の無償寄付に対して、増値税、消費税及び付加税金・費用を免除することを規定している。また、納税者は、今後公益性社会組織の対象範囲及び感染の防止治療の役割を果たす病院リストの公布の有無や、実務上その他部署・委員会の関連規定を参考にできるか否かについても注目すべきである。

企業は、上述の増値税免除政策を適用する収益に対して、免税収益とその他課税収益を合理的に区分けして、免税収益に係る仕入活動に対応する仕入税額のコストへの振替を行う。

10号公告は、企業が個人に支給するウイルス感染予防用の医薬品、医療用品及び防護用品などの現物は、賃金・給与所得に計上せず、個人所得税を免除することを明確化した。しかし、企業所得税の観点から、防護用品を労働保護用品とみなして、関連原価費用の全額損金算入を行うか、或いは従業員福利費として、賃金給与総額の14%まで損金算入を行うかは明確化されていない。また関連して、増値税仕入税額の処理においても、防護用品を労働保護用品として仕入れて、仕入税額控除を行うか、或いは個人・集団消費として仕入税額のコストへの振替を行うかを更に明らかにする必要がある。

² 財政部、税務総局、税関総署公告2019年第39号「増値税改革の深化にかかる関連政策に関する公告」、増値税期末留保税額還付を申請可能な条件を規定している

³ 財税2016年36号「国家税務総局の増値税改革の全面展開に関する通知」、不動産業及び建設業、金融業、生活サービス業などに対して全面的に増値税改革を実施することが規定されている

© 2020 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

(MUFG BK 中国月報 2020 年 4 月号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務・移転価格パートナー

平澤 尚子 (Hirasawa Naoko)

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 26F

Tel: +86-21-2212-3098

E-mail: naoko.hirasawa@kpmg.com